

鎌生環審第4号
平成30年12月6日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市生活環境整備審議会
会長 横田 勇



生ごみ資源化にあたって留意すべき事項について

平成28年10月に策定した第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画では、基本方針1「ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充」における施策の展開の1つとして、新たな資源化の検討を掲げ、「さらなる焼却量の削減と資源の有効利用を促進するため、新たな資源化として生ごみなど可能な品目から順次資源化を実施し、小規模施設による処理等を検討する。」と位置づけています。

生ごみの資源化については、燃やすごみの約50%を生ごみが占め、資源化を行うことにより燃やすごみの大幅な削減が見込めることから、鎌倉市の目指す「ゼロ・ウェイストの実現」に大きく寄与するものと考えます。

提案のあった好気性微生物を活用した生ごみの資源化については、平成30年6月1日から3回の協議を行い委員から出された意見を踏まえ、次の事項に留意して進める必要があります。

1. 市民の十分な理解と協力の確保について

ごみ処理行政の実施に当たっては、市民の理解と協力が不可欠です。鎌倉市は市民のごみに対する意識や分別への協力は高いものの、分かりやすい資料を作成し生ごみ資源化の必要性や分別方法等について丁寧な説明を行い、理解と協力を得て進める必要があると考えます。

また、施設の整備に当たっては、臭気対策や収集車両等について周辺への影響に十分配慮するとともに、周辺住民に施設内容を十分に説明し、理解を得ながら進める必要があると考えます。

2. 小規模な施設で十分見極めた上での実施について

ごみ処理は停滞を許されない自治体に課せられた事務であり、資源化の確実な処理方法や効率的な運営、臭気対策や分別に対する市民理解等、十分な精査が必要となることから、現在、計画しているように小規模な施設から実施をして、これらの事項を十分確認し鎌倉市に最適な施設運営方法を見極めた上で、拡充していく必要があると考えます。

3. 十分な調査による最適な手法の選定について

好気性の微生物を活用した生ごみの資源化は、全国的に実施され成功事例があることから、十分な調査を行い鎌倉市に適した手法を選定する必要があると考えます。

4. 全体経費を踏まえた実施について

生ごみの資源化にあたっては、分別品目が増えることから、収集費用も含めた全体経費を踏まえた上で実施する必要があると考えます。

5. 成果物の利用先の確保について

生ごみの資源化にあたっては、成果物の利用先の確保が重要であることから、確実な利用先を確保したうえで実施する必要があると考えます。

